

	政策体系における政策目的の位置付け	政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「沖縄における産業振興」
合理性	政策の達成目標	情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における ① 情報通信産業、情報通信技術利用事業を行う企業の集積 ② 新たな雇用者数の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 29 年 3 月 31 日
	同上の期間中の達成目標	情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における ① 情報通信産業、情報通信技術利用事業を行う企業の集積（150 社） ② 新たな雇用者数の増加（1 万 5 千人）
	政策目標の達成状況	情報通信産業振興地域制度が創設された平成 10 年からの進出企業数 216 社進出 20,212 名雇用（平成 23 年 1 月現在）
有効性	要望の措置の適用見込み	地方税 294 百万円
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	法人税も含む税制優遇により、沖縄における情報通信関連産業の企業立地や県内企業の事業拡大を促進し、沖縄県の自立的経済の構築、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られることが見込まれる。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	地方公共団体が、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区において情報通信関連産業の用に供する設備・不動産を新たに新增設した者について、当該施設にかかる業務に対する事業税、当該業務の用に供する不動産取得に対する不動産取得税、および当該業務の用に供する不動産および償却資産に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、地方交付税による減収補填を講ずる。
	要望の措置の妥当性	沖縄県の地理的特性や歴史経緯を踏まえ、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受ける事ができる税制措置を講じることが効果的である。

税負担軽減措置等の適用実績	情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区制度における地方税の免税実績(平成12~21年度) 累計516件 1,895百万円
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	情報通信産業振興地域が創設された平成10年度からの進出企業数 216社進出(雇用者数 20,212人)(平成23年1月現在)
前回要望時の達成目標	平成23年:情報通信関連産業の雇用者数 22,400人
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成23年1月時点で進出企業による雇用は20,212人に達しており、県内情報通信関連産業への雇用者数は、平成23年度目標(平成24年1月時点)の22,400人に、ほぼ達していると考えられる。 なお、前回要望時の達成目標は、平成20年3月、沖縄県の計画により33,700人に上方修正されているが未達成となっている。しかし、直後の同年9月に生じたリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標をほぼ達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。
これまでの要望経緯	平成10年 創設(情報通信産業振興地域における特別土地保有税及び事業所税の非課税措置) 平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 平成19年 5年間延長。情報通信業特別地区における認定法人の所得控除等の拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上)